

(ご利用にあたっての注意事項)

- ・ 改正部分を青色で示しています。
- ・ 改正により廃止された条項には取消線を入れています。

2016年タイ国商標法（第3版）

現国王プミボンアドゥンヤデートの勅令により、商標法の改正がなされるべきとして国民立法議会の諮問及び同意により以下の通りに制定されるものとする。

第1条

本法を「仏暦 2534 年商標法」と称する。

第2条¹

本法は官報告示後 90 日以降に施行されるものとする。

第3条

以下を廃止する

- (1) 1931 年商標法
- (2) 1961 年商標法第 3 版

本法に反する全ての法律、規則及び規定は、本法に置き換えるものとする。

第4条

本法において、

「標章」²とは、写真、絵画、device、brand、名称、語句、文、文字、数字、サイン、色の集合、物体の外形 (shape) 若しくは形状、音、又はそれらの一つ若しくは複数が結合したものをいう。

「商標」とは、その商標権者の標章を使用する商品が他人の商標を使用する商品と異なることを表すために、標識として使用する若しくは使用を意図する、又は商品に関連する標章をいう。

「役務標章」とは、その役務標章権者の標章を使用する役務が他人の役務標章を使用する役務と異なることを表すために、標識として使用する若しくは使用を意図する、又は役務に関連する標章のことをいう。

「証明標章」とは、その商品の原産地、成分、製造方法、品質若しくはその他の性質に関して保証するため、又はその役務の状態、質、種類若しくはその他の性質を保証するために、証明標章権者が標識として使用する若しくは使用を意図する、又は他人の商品若しくは役務に関する標章のことをいう。

「団体標章」とは、会社若しくは同一グループの企業、又は協会、共同組合、連盟、組合、人の集団、又は国営若しくは私営のその他機関のメンバーによって使用する若しくは使用を意図する商標若

¹ 官報 Volume 108, Part 199, Special issue, Page 7/15, November 1991

² 第4条で定義する「標章」は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改正

しくは役務標章のことをいう。

「ライセンシー」とは、登録後の商標又は役務標章権者から、本法に基づいてその商標又は役務標章の使用許諾を受けた者のことをいう。

「担当官」³とは、大臣が本法に基づき遂行するよう任命した者のことをいう。

「登録官」とは、大臣が本法に基づき登録官として遂行するよう任命した者のことをいう。

「局長」⁴とは知的財産局の局長のことをいう。

「委員会」とは、商標委員会のことをいう。

「大臣」とは、本法に基づいて任にあたる大臣のことをいう。

第5条

商務大臣は本法に基づいて任にあたり、本法に基づき任務を遂行するため、登録官並びに担当官を任命し、本法の末尾にある料金率一覧表を超えない手数料を定め手数料を減免する省令を制定し、その他の業務を規定し、告示を制定する権限を有するものとする。⁵

省令と告示は、官報告示後施行するものとする。

第1章 商標

第1節 商標の出願

第6条

登録されるべき商標は、以下の特徴がなければならない。

- (1) 識別性を持った商標であること
- (2) 本法で禁止されている特徴を持たない商標であること
- (3) 既に登録されている他人の商標と同一又は類似していない商標であること

第7条⁶

識別性を持った商標とは、その商標を使用する商品が他の商品と異なるということを公衆又は商品の使用者に知らせ理解させる特徴を持った商標のことをいう。要部として以下いずれかの特徴を持つ、又は構成する商標は、識別性を持つと見なす。

- (1) 特別な態様で表し商品の特徴又は品質を直接言及しない名前、通常理解される意味に基づく姓名ではない自然人の姓名、法律に基づく法人のフルネーム、又は商号
- (2) 商品の特徴若しくは品質を直接言及していない語句又は文で、かつ大臣が公示した地理的名称でないもの
- (3) 創作された語句
- (4) 創作された文字又は数字

³ 第4条で定義する「担当官」は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で改正

⁴ 第4条で定義する「局長」は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で改正

⁵ 第5条第1項は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で改正

⁶ 第7条は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で改正

- (5) 特別な態様で表わされた色の集合
- (6) 出願人若しくは出願人の前任者のサイン、又は本人の許可を受けた他人のサイン
- (7) 出願人若しくは本人からの許可を受けた他人の肖像、又は故人の場合にはその親、子孫、さらに、もし配偶者がいる場合は配偶者からの許可を受けた他人の肖像
- (8) 創作された図
- (9) 商品の特徴又は品質を直接言及していない図で、かつ大臣が公示した地図の図、又は地理的な場所を表示する図でないもの
- (10) その商品自体の一般的な形態ではない外形若しくは形状、又はその商品の技術的な操作に必要な外形若しくは形状でないもの、又はその商品の価値を高める外形若しくは形状でないもの
- (11) その商品の特徴若しくは品質を直接言及していない音、又はその商品の一般的でない音、又はその商品の操作から生じない音

第2項(1)～(11)に基づく特徴を持たない商標で、大臣が告示した規則に基づき普及するまでその商標を使用する商品を販売、普及、若しくは宣伝し、その規則に基づいて行われていると証明することができる場合、識別性があると見なす。

第8条⁷

次のいずれかの特徴を有する又は構成する商標は登録してはならない。

- (1) 国の紋章、御璽、官の印章、現王朝の紋章、王室の勲章から成る印章、職印、省・庁・局の印章、又は県の印章
- (2) タイ国の国旗、王旗、又は官の旗
- (3) 国王の御名、王族の御名、国王の御名の略、王族の御名の略、又は王宮名
- (4) 国王、王妃、皇太子の肖像
- (5) 国王、王妃、皇太子又は王宮を表す名前、語句、文、又は標章
- (6) 外国の国旗若しくは標章、国際機関の旗若しくは標章、外国の元首の記章、官の標章、外国若しくは国際機関の商品の品質を管理・保証する標章、又は外国若しくは国際機関の名前及び略称。ただし、外国又は国際機関において権限を持つ者から許諾を受けたものを除く。
- (7) 官の標章、赤十字の標章、赤十字の称号、又はジュネーブ十字の称号
- (8) 勲章、証明書、保証書、証書と同一若しくは類似した標章、又はタイ国政府、タイ国の政府機関、タイ国の国営企業若しくはその他のタイ国における団体、外国政府若しくは国際機関が開催した商品展覧会又は商品品評会で賞として授与されたその他の標章。ただし、商品に対する賞として、勲章、証明書、保証書、証書若しくはそのような標章が出願人に授与され、かつそれらが商標の一部として使用される場合を除く。しかしこのとき、賞を授与された年次も明記しなければならない。
- (9) 公序良俗又は国策に反する標章
- (10) 登録の有無に関わらず、大臣が告示する規則に従って一般に普及する著名な標章と同一の標章、又は公衆が商品の所有者若しくは原産地について誤認若しくは混同する恐れのある程に類似する標章
- (11) (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)に類似する標章

⁷ 第8条は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で改正

(12) 地理的表示法に基づき保護される地理的表示

(13) 大臣が告示して定めるその他の標章

第9条

商標登録を出願するにあたって、同一区分のみ又は異なる区分の商品において出願することができるが、保護を受けようとする各商品を明確に明記しなければならない。

~~出願書一部につき2種類以上の分類を出願してはならない。⁸~~

商品区分の指定は大臣が告示する規則に従うものとする。

第10条

登録されるべき商標において、その商標の所有者になるため出願する者又は代理人は、タイ国内に登録官が連絡を取ることができる住所又は事務所がなければならない。

第11条

商標出願は省令で定める規則及び手続に従うものとする。

商標保護に関する国際協定又は合意にタイ国が加盟し、商標出願が前述の国際協定又は合意に基づくものである場合、その出願は本法に基づく商標出願と見なす。⁹

第12条

商標出願の審査において、登録官は以下の権限を有するものとする。

(1) 審査又は検討のため、出願人に書面で諮問すること、召喚して証言させること、書面で陳述させること、又は出願に関する書類若しくは証拠を提出させることができる。

(2) 出願人に、出願に関わる書類若しくは証拠を外国語からタイ語に訳させ、適当な期限内の送付を命じる。

(3) 真偽、説明、助言又は意見を求めるため、何人も召喚する。

出願人が、適当な理由が無く(1)又は(2)に基づく登録官命令に従わない場合、出願を放棄したものと見なす。

第13条¹⁰

第27条に基づき登録官が以下のように判断した場合、登録官はその商標を登録してはならない。

(1) 同一若しくは異なる区分の商品に使用するかを問わず、登録官が同じ特徴を持つと判断した、既に登録された他人の商標と同一する商標、又は

(2) 同一若しくは異なる区分の商品に使用するかを問わず、登録官が同じ特徴を持つと判断した、既に登録をされた他人の商標と商品の所有者若しくは原産地について公衆に誤認又は混同を生じさせる恐れのある程に類似する商標

⁸ 第9条第2項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

⁹ 第11条第2項は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で追加

¹⁰ 第13条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

第14条

~~商標登録出願について、登録官が既に登録されている別の商標に使われている物品と同一の特徴であると判断した、同一分類若しくは異なる分類の物品が使用される際、第三者が既に登録を出願した商標の使用者であり、また物品の所有者若しくは原産地について同一であり、又は公衆に混乱若しくは誤解を招く恐れがあるほど類似していると登録官が判断した場合、登録官は、出願人に対し、その商標を連合商標として登録するよう命じ、文書により速やかに知らせなければならない。¹¹~~

第15条

登録官は、

(1)出願された商標の要部ではない、第6条に基づき登録されるべき特徴を持たない部分がある、又は、

(2)商標出願が、第9条若しくは第10条に反する、又は第11条に基づく省令で定める規則及び手続に沿っていない

と判断した場合、登録官は出願人に対し補正命令受領後60日以内に補正するよう命じ、出願人に速やかに文書で通知するものとする。¹²

第16条

登録官は、出願された商標全体又はその商標の要部である部分に第6条に基づき登録されるべき特徴がないと判断した場合、その商標の拒絶命令を発行し、出願人にその理由を付して文書により速やかに知らせるものとする。

第17条

登録官は商標全体を審査し、その商標が第6条に基づき登録されるべき特徴を持っているが、その商標の一部又は複数の部分が、ある商品若しくはある区分において商業上一般的に使用されており、出願人に排他権があるべきでない商標である、又は識別性がないと判断した場合、以下いずれかの命令を出すものとする。

(1)¹³出願人に対しその商標の該当部分における排他的使用権をその命令書の受領日から60日以内に放棄するよう命じる。

(2)¹⁴その商標権者の登録に権利の制限が必要であるとする登録官の判断に基づき、出願人に対しその命令書の受領日から60日以内に他の権利放棄するよう命じる。

第1項に基づく遂行のため、登録官は、ある商品又は区分において商業上一般的に使用されていると判断するものを公表する権限を有するものとする。

登録官は、第1項に基づく通知を、その理由を付して文書にて出願人に速やかに知らせるものとする。

¹¹ 第14条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

¹² 第15条第2項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

¹³ 第17条(1)は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

¹⁴ 第17条(2)は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

第 18 条¹⁵

出願人は第 15 条、第 16 条及び第 17 条に基づく登録官命令に対し、登録官命令通知書の受領日から 60 日以内に委員会に審判請求する権利を有し、委員会の審決を最終とする。

委員会が、第 15 条又は第 17 条に基づく登録官命令が適当であるとする審決を出した場合、出願人は委員会の審決受領日から 60 日以内に登録官命令に従わなければならない。

委員会が、第 15 条、第 16 条若しくは第 17 条に基づく登録官命令が不適當であるとする審決を出した場合、登録官はその出願に関する手続を続行するものとする。

第 19 条¹⁶

出願人が第 18 条第 1 項に基づく審判請求をせず、かつ第 15 条若しくは第 17 条に基づく登録官命令に従わなかった場合、又は、出願人が第 18 条第 1 項に基づき審判請求したが、第 18 条第 2 項に基づき登録官命令に従わなかった場合、出願人は出願を放棄したと見なす。

第 20 条¹⁷

商標権者となるため登録出願を提出した出願人が複数おり、登録官がそれらの商標が次のいずれか一つの特徴を持つと判断した場合、登録官は、先願の商標出願に関する手続を行い、後願の出願人に商標出願に関する審査を待つよう文書で通知しなければならない。

(1) 同一若しくは異なる区分を問わず、登録官が同じ特徴を持つと判断した商品に使用する同一商標

(2) 同一若しくは異なる区分を問わず、登録官が同じ特徴を持つと判断した商品に使用する、商品の所有者若しくは原産地について公衆に誤認若しくは誤解を招く恐れのある程に類似する商標

先願の商標出願が登録されなかった場合、登録官は次に出願した商標出願に関する審査をし、その出願人及び他の出願人に文書で速やかに通知するものとする。

第 21 条¹⁸

自身が出願した商標が他人の出願した先願商標と同一若しくは類似した商標ではないと考える出願人は、第 20 条第 1 項に基づく登録官命令に対し、登録官命令通知書の受領日から 60 日以内に委員会に審判請求する権利を有し、このとき、第 18 条を準用するものとする。

~~第 22 条¹⁹~~

~~第 20 条に基づく同一若しくは類似した商標のうち、その商標の一部が第 15 条(1)若しくは(2)、又は第 17 条の基準に当てはまるが、第 6 条に基づき登録可能な部分もあり、かつ出願書が本法の規定に基づき正しい、と登録官がみなした場合、登録官は、第 15 条(1)若しくは(2)、又は第 17 条の基準に当てはまる商標のその項目について第 15 条若しくは第 17 条に基づき手続を進め、登録すべき特徴を有し、正しい出願となるまで出願手続を中断するよう命じなければならない。担当官は、前述の内容を文書でその出願人に速やかに通知し、さらに第 21 条第 2 項が準用されなければならない。~~

¹⁵ 第 18 条 は 仏 暦 2559 年 (2016 年) 商 標 法 第 3 版 で 改 正

¹⁶ 第 19 条 は 仏 暦 2559 年 (2016 年) 商 標 法 第 3 版 で 改 正

¹⁷ 第 20 条 は 仏 暦 2559 年 (2016 年) 商 標 法 第 3 版 で 改 正

¹⁸ 第 21 条 は 仏 暦 2559 年 (2016 年) 商 標 法 第 3 版 で 改 正

¹⁹ 第 22 条 は 仏 暦 2559 年 (2016 年) 商 標 法 第 3 版 で 廃 止

~~第15条(1)若しくは(2)、又は第17条の基準に当てはまると担当官が判断した商標の商標出願人が第15条に基づき担当官の命令に従って手続きを進め、又は第18条第1項に基づいて審判請求し、さらに担当官の決定は正しくないと委員会が判断した場合、担当官は、その出願人並びに第1項に基づいて担当官が出願手続きを中断した商標の出願人に対して、第24条に基づいて手続きを進めるよう命じ、その命令を文書で速やかに通知しなければならない。~~

~~第15条(1)若しくは(2)、又は第17条の基準に当てはまると担当官が判断した商標の商標出願人が、第19条に基づき出願項目のすべてを放棄したことが明らかになった場合で、(1)担当官が第1項に基づいて商標の登録を中断した出願が複数あった場合、登録官はその出願人らに対し、第24条に基づき手続きを進めるよう命じ文書にて速やかに通知しなければならない。(2)担当官が第1項に基づいて商標の登録を中断した出願人が一人のみあった場合、登録官は、第29条に基づきその特許出願の公告命令を出さなければならない。~~

²⁰第23条

~~登録官は、第20条に基づき同一若しくは類似している商標の中で、すべての商標が第15条(1)若しくは(2)若しくは第17条の基準に当てはまると判断した場合、登録官は、出願人に対し、第15条若しくは第17条に従うよう命じ、さらにその商標出願手続きを中断するものとする。この点について、登録官は出願人に対し文書により速やかに知らせ、さらに第21条第2項が準用されなければならない。~~

~~複数の出願人が第15条若しくは第17条に基づいた登録官の命令に従い、又は第18条第1項に基づいて審判請求し、商標委員会が登録官の命令が正しくないと判断したことが明らかになった場合、登録官は、出願人に対し、第24条に従うよう文書により速やかに知らせなければならない。しかし、出願人のうち一人のみが第15条若しくは第17条に基づき登録官の命令に従い、又は第18条第1項に基づいて審判請求し、商標委員会が登録官の命令が正しくないと判断した場合、登録官は、第29条に基づいてその商標の公告命令を出さなければならない。~~

²¹第24条

~~第21条第1項、若しくは第22条第2項若しくは第3項(1)、若しくは第23条第2項に基づき登録官の命令書を受領した日から90日以内に、出願人らは、どの者が当該商標の権利者であるかについて合意しなければならない。さらに出願人らは登録官に対し、合意が成立したか否かを、決められた期間内に書面で知らせなければならない。~~

²²第25条

~~登録官が、第24条に基づき決められた期間内に、どの出願人が登録を受けるかについての報告を出願人らから受けた場合、登録官は、第29条に基づきその出願を公開するよう命じなければならない。~~

~~登録官が、第24条に基づき期限内に、出願人らから合意がなかったとの報告を受けた場合、あるいは期限内に報告を受けなかった場合、登録官は第29条に基づき、先願の商標を公開するか、又は放~~

²⁰ 第23条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

²¹ 第24条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

²² 第25条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

~~棄していない出願人のうちの先願商標の公告命令を出さなければならない。~~

第26条²³

~~登録官が出願人に対し第24条に従うよう命令した場合で、かつその出願人の商標と同一、又はその物品の所有者若しくは原産地について公衆に混乱若しくは誤解を生じさせる恐れのあるほどに類似している、同一の特徴を持つと登録官が判断した同一分類若しくは異なる分類の物品についての商標の出願書類を提出した別の出願があった場合、登録官はその商標出願が登録できないことを出願人に速やかに知らせ、さらに第21条第2項が準用されなければならない。~~

第27条²⁴

第13条若しくは第20条第1項に基づく商標の出願人がおり、その商標が、それぞれの所有者が善意に使用されている、又は登録するに値する特別な事情があると登録官が判断した場合、登録官は、複数の所有者に対して同一若しくは類似した商標を登録することができる。その際登録官は、登録官が適当と判断した商標の使用法や使用範囲に関する条件や制限、又はその他の条件や制限を付加することができる。このとき登録官は、出願人と商標権者に対し、理由を付して文書によりその旨を速やかに知らせるものとする。

出願人又は商標権者は、第1項に基づく登録官命令に対し、登録官命令通知書の受領日から60日以内に委員会に審判請求する権利を有する。

第2項に基づく委員会の審決を最終とする。

第28条²⁵

国外で商標を出願した者が、国外で最初に商標出願をした日から6ヶ月以内にタイ国内で商標出願し、その者が以下の要件のいずれか一つを満たしている場合、国外で最初に商標出願した日をタイ国内における出願日として主張することができる。

- (1) タイ国籍を有する者、若しくはタイ国内に本社のある法人
- (2) タイ国が加盟している、商標保護に関する国際協定又は合意に加盟する国の国籍を有する者、又は
- (3) タイ国籍を有する者若しくはタイ国内に本社のある法人と同様の権利を許可している国の国籍を有する者
- (4) タイ国内に住所がある者、又はタイ国内において工業若しくは商業を真摯に営んでいる者、又はタイ国が加盟している商標保護に関する国際協定若しくは合意に加盟する国において工業若しくは商業を真摯に営んでいる者。

最初に外国で出願された商標出願が拒絶された場合、又は出願人が出願を取り下げ若しくは放棄した場合、その者は第1項に基づく主張をすることが出来ない。

第2項に基づく外国で出願が拒絶された商標出願、又は出願人が取り下げ若しくは放棄した商標出願を、外国で最初に出願された日から6ヶ月以内に再びその外国で出願した場合、その出願を出願した者は、以下の場合に限り、第1項に基づき主張することが出来る。

²³ 第26条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

²⁴ 第27条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

²⁵ 第28条は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で改正

- (1) ²⁶第1項に基づき出願日に関する権利が主張されていない第2項に基づく商標出願で、かつ
- (2) ²⁷出願している国の商標法に基づいて、今後何らかの процедуруを行うことができない第2項に基づく商標出願で、かつ
- (3) 最初の拒絶、取り下げ又は放棄が公衆に公表されなかった。

第28条の2²⁸

ある商標を使用した商品が、タイ国又はタイ国も加盟している商標保護に関する国際協定又は合意の加盟国の政府機関、国营企業若しくはその他の機関によってタイ国又はその加盟国において開催された国際商品展示会で展示された場合、又はタイ政府がその国際商品展示会の開催を承認した場合で、その商標の所有者がその商標を使用した商品を展示した日若しくは外国で最初にその商標を出願した日のいずれか先に生じた日から6ヶ月以内にタイ国内でその商品展示会で展示した商品において商標出願をした場合、その商標の所有者は第28条第1項に基づく権利を主張することが出来る。このとき、その出願は第28条で定める期間を延長してはならない。

国際商品展示会と見なす商品の展示会の開催及び第1項に基づく権利主張は、省令で定める規定、条件及び手続に従うものとする。

第2節 商標の登録及び登録の効果

第29条

登録官は、審査した結果商標を登録すべきと判断したとき、その商標出願の公告命令を出すものとする。

~~—(第2項削除)—²⁹~~

出願の公告命令は、省令で定める手続に従うものとする。

第30条

登録官が第29条第1項に基づき商標出願の公告を命令し、登録官が後でその商標が第6条に基づき登録されるべき特徴を持っていない、又はその商標出願が本法に反しており、その商標出願の公告命令を撤回する必要があることが明らかになった場合で、かつまだその商標が登録されていない場合、登録官はその命令を撤回する命令を出し、出願人に対し理由を付して文書により速やかにその旨を知らせるものとする。

第29条に基づき出願が公告された後に登録官が第1項に基づき命令を撤回する命令を出した場合、その撤回命令は、省令で定める手続に従って公告するものとする。

²⁶ 第28条第3項(1)は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

²⁷ 第28条第3項(2)は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

²⁸ 第28条の2は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で追加

²⁹ 第29条第2項は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で廃止

第31条

出願人は、第30条第1項に基づく登録官の取消命令に対し登録官命令通知書の受領日から60日以内に委員会に審判請求する権利を有する。³⁰

出願人が第1項に基づく登録官の撤回命令に対し審判請求をしなかった場合、又は出願人が第1項に基づく登録官の撤回命令に対し審判請求をし、委員会が登録官命令を正しいとする審決を出した場合、登録官はその出願に関する手続きを以後進めるものとする。

委員会が、登録官の撤回命令が正しくないとする審決を出した場合、登録官は、

- (1) 第29条に基づく商標出願を公告をする前に、登録官が第30条第1項に基づく撤回命令を出した場合は、以後その商標出願の公告手続きを進めるものとする。
- (2) 第30条第2項に基づく登録官の撤回命令の公告があった場合は、新たにその商標出願を公告手続きを進めるものとする。

第2項又は第3項に基づく委員会の審決を最終とする。

第32条

第35条に基づく異議申立があった後に第30条に基づく登録官の撤回命令があった場合、登録官は、異議申立人に対しその撤回命令を文書により速やかに知らせるものとする。

第33条

第32条について、登録官が異議申立に対してまだ決定をしていない場合、第31条第1項に基づく審判請求の期間が終了するまで、又は第31条第2項若しくは第3項に基づく委員会の審決が出されるまで、審査は中断されるものとする。³¹

委員会が第30条に基づく登録官の撤回命令が正しいとする審決を出した場合、登録官は異議申立を却下する命令を出し、異議申立人に対して文書により速やかにその旨を知らせるものとする。この命令を最終とする。

委員会が、第30条に基づく登録官の撤回命令が正しくないとする審決を出した場合、登録官は異議申立の審査を続行するものとする。

第34条

第32条の場合において、登録官の異議申立に対し決定し、登録官の決定に対して第37条に基づく審判請求があった場合、登録官は委員会に対しその旨を通知し、さらに第33条を準用するものとする。

第35条

第29条に基づき商標出願が公告され、自身がその商標の出願人よりもふさわしい権利を有する、又はその商標が第6条に基づく登録されるべき特徴を持っていない、又はその商標が本法の条項に反すると考える者は、登録官に対して異議申立書を提出することができるが、第29条に基づく公告日から60日以内に異議申立の理由と共に提出しなければならない。³²

³⁰ 第31条第1項は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で改正

³¹ 第33条第1項は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で改正

³² 第35条第1項は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で改正

第1項に基づく異議申立は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第36条³³

第35条に基づく異議申立があった場合、登録官は、異議申立書のコピーを出願人に対し速やかに送付するものとする。

出願人は、局長の規定する書式に基づいた異議答弁書を、自身が出願において依拠する理由を示して、異議申立書コピーの受領日から60日以内に登録官に提出しなければならない。さらに登録官は、その異議答弁書コピーを異議申立人に速やかに送付するものとする。³⁴

出願人が第2項に基づく手続を行わない場合、出願人は出願を放棄したとみなす。

異議申立書の審査及び検討において、登録官は、出願人並びに異議申立人に対し、追加の陳述、説明、又は証拠を提出するよう命令することが出来る。出願人又は異議申立人が、その命令の受領日から60日以内に登録官命令に従わなかった場合、登録官は、その異議申立書を既存の証拠に基づいて審査及び検討するものとする。³⁵

第37条

登録官が決定をしたとき、出願人と異議申立人に対しその決定を理由を付して文書により速やかに知らせるものとする。

出願人又は異議申立人は、登録官の決定に対し登録官の決定通知書の受領日から60日以内に委員会に審判請求する権利を有する。このとき委員会は速やかに審判請求を審理するものとする。³⁶

第38条

委員会が審決を下したとき、委員会は、出願人と異議申立人に対し理由を付してその審決を文書により速やかに知らせるものとする。

出願人又は異議申立人は、委員会の審決通知書の受領後90日以内に委員会の審決に対して裁判所に提訴する権利を有する。

第2項に基づく提訴は、第37条第2項に基づく順序で手続が行われた時に行うことが出来る。

第39条

第37条第2項に基づく期間内に、登録官の決定に対する審判請求がなかった場合、又は第38条第2項に基づく期間内に委員会の審決に対する提訴がなかった場合、登録官又は委員会の決定を最終とする。

第40条 第35条に基づく異議申立がなかった場合、又は第35条に基づく異議申立があったが、出願人に登録権があるとする最終的な審決、判決若しくは命令が出された場合、登録官はその商標を登録命令を出すことができる。

第1項に基づく商標の登録命令があった時、登録官は、出願人にその命令を文書で通知し、かつその

³³ 第36条は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で改正

³⁴ 第36条第2項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

³⁵ 第36条第4項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

³⁶ 第37条第2項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

命令通知書の受領日から60日以内に登録手数料を支払うよう命じるものとする。出願人が前述の期限内に手数料を支払わなかった場合、出願を放棄したものと見なす。³⁷

商標の登録については、省令が定める手続に従うものとする。

第41条

第35条に基づく異議申立人が、自身が異議申立した商標と同一又は類似した商標の出願をした者で、かつ異議申立人の方が異議申立された者よりもふさわしい権利を有するとの最終的な審決若しくは判決若しくは命令が出され、異議申立人が出願したその商標が第6条に基づき登録されるべき特徴を持ち、かつその商標出願が本法の規定に基づく場合、登録官は、その商標出願を省令で定める手続に従って異議申立人の商標出願を再公告せず登録するものとする。

第42条³⁸

商標登録がされたとき、出願日をその商標の登録日と見なす。第28条又は第28条の2の場合、タイ国での出願日をその商標の登録日と見なす。

第43条

商標登録がされたとき、登録官は、省令で定める様式に従った登録証を出願人に対し発行するものとする。

登録証の重要個所に欠損がある、又は紛失した場合、商標権者は登録官に対しその登録証の代替証を申請することができる。

登録証の代替証の発行は、省令で定める規則及び様式に従うものとする。

第44条

第27条及び第28条の下で商標の登録がされたとき、登録を受けて商標権者となった者は、登録された商品においてその商標の独占使用权を有する。

第45条

色に制限なく登録された商標は、全ての色で登録されたと見なす。

第46条

未登録の商標の侵害を防ぐため、又はその侵害のため賠償金を請求するために提訴することは出来ない。

本条項は、未登録商標の所有者がその商標の所有者の商品と欺いて自身の商品を販売する者を提訴する権利に対し影響を与えない。

第47条

本法に基づく登録は、何れかの者による名前、名字、又は自身若しくはその前任者の営業所の名前の善意な使用、又は自身の商品の特徴や品質の説明文の善意な使用を妨害するものではない。

³⁷ 第40条第2項は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で改正

³⁸ 第42条は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で改正

第3節 商標登録の補正変更

第48条

出願された商標出願の権利は、譲渡又は相続できる。

第1項に基づく出願の権利譲渡にがあった場合、譲渡人又は被譲渡人は登録前に登録官に通知しなければならない。

出願人が死亡した場合、相続人のいずれか1名又は財産管理人は、引き続きその出願の相続手続を行うために登録前に登録官に通知しなければならない。

第1項に基づく出願の権利の譲渡又は相続は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第49条

登録された商標の権利は、登録された商品に関連する営業と共に、若しくは別に譲渡又は相続できる。

第1項に基づく商標権の譲渡又は相続について、全て又は一部の商品を譲渡又は相続することができる。³⁹

⁴⁰第50条

~~連合商標は、譲渡若しくは相続がされたときのみ、譲渡若しくは相続することが出来る。~~

第51条

登録された商標権の譲渡又は相続は、登録官に対して登録されなければならない。

第1項に基づく商標権の譲渡又は相続の登録は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第51/1条⁴¹

第48条又は第49条に基づく譲渡人、譲受人、又は相続人が、同一若しくは異なる区分の商品に使用するかを問わず同じ特徴を持つ、その者が譲渡、譲受、又は相続する商標と同一又は類似すると登録官が判断する商標を出願する、又は権利を譲り受ける、又は相続する場合、登録官はその商標を登録することができない。このとき第13条又は第20条を準用するものとする。

第1項に基づく商標出願の出願人又は商標出願における権利の譲受人又は相続人が、全ての譲渡人、譲受人又は相続人からその商標の登録の承諾を文書で得た場合、その商標出願には、登録官が複数の所有者にその同一又は類似商標を登録する特別な事情があると見なす。このとき、第27条を準用するものとする。

第52条

商標権者は、登録官に対し以下の内容に限り登録項目の補正変更を請求出来る。

- (1)登録されている指定商品の一部の取り消し
- (2)商標権者、及びいる場合はその代理人の名前、国籍、住所及び業種

³⁹ 第49条第2項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で追加

⁴⁰ 第50条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で廃止

⁴¹ 第51/1条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で追加

(3)登録官が連絡出来る事務所又は場所

(4)省令の規定に基づくその他の項目

第1項に基づく登録項目の補正変更の請求は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第52/1条⁴²

商標における譲渡又は相続の申請が第51条第2項に従っていない、又は、登録項目の補正が第52条に従っていない場合、登録官は出願人又は商標権者に対し書面で、その通知書の受領日から60日以内に正しく補正するよう出願人に通知しなければならない。

出願人又は商標権者が第1項に基づく登録官の通知書に従わなかった場合、商標の譲渡若しくは相続、または登録項目の補正申請を放棄したと見なす。

第4節 商標登録更新と取消

第53条

商標の登録は、第42条に基づく登録日から10年間有効であり、第54条に基づき更新することが出来る。

第1項に基づく商標の登録年数は、第38条に基づく係争期間を含まない。

第54条⁴³

自身の商標登録の更新を希望する商標権者は、登録官に対し、満了日前の3ヶ月以内に更新手数料の納付と共に更新申請書を提出しなければならない。

商標権者が第1項に基づく更新申請書を提出せず、登録更新を希望する場合、登録官に対し、満了日から6ヶ月以内に更新手数料及び追加手数料として更新手数料の20%の納付と共に更新申請書を提出しなければならない。

第2項に基づく期間内、又は、第1項若しくは第2項に定める期間内に商標権者が更新申請書を提出し更新手数料を支払った場合、その商標は登録官が他の命令を出すまで登録されていると見なす。

商標登録の更新申請については、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第55条⁴⁴

商標権者が第54条第1項又は第2項で定める期間内に更新申請書を提出し更新手数料を支払い、その更新申請が第54条第4項に基づき省令で定める規則及び手続に従っていると登録官が判断した場合、登録官はその商標を原登録の満了日、又は最後に更新した登録の満了日からさらに10年間登録を更新するものとする。

商標権者が第54条第1項又は第2項で定める期間内に更新申請書を提出し更新手数料を支払ったが、その更新申請が第54条第4項に基づき省令で定める規則及び手続に従っていないと登録官が判断した場合、登録官は商標権者に対し、その命令の受領日から60日以内に正しく補正するよう命令し、その

⁴² 第52/1条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で追加

⁴³ 第54条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

⁴⁴ 第55条は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

旨を速やかに文書でその商標権者知らせるものとする。その商標権者が前述の期間内に登録官命令に従わなかった場合、登録官はその商標の取消命令を出すものとする。

第 56 条⁴⁵

商標権者が第 54 条第 2 項で定める期間内に更新申請書を提出せず更新手数料を支払わなかった場合、その商標の登録は取り消されたものと見なす。

第 57 条

商標権者は、登録官に対して自身の商標登録の取消を請求することが出来る。しかし、その商標のライセンス契約が登録されている場合、商標登録の取消には、ライセンシーの合意が必要となる。ただし、前述のライセンス契約が別途規定する場合を除く。

第 1 項に基づく登録の取消申請は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第 58 条

商標権者がその商標登録の際に登録官が定めた条件若しくは制限に違反している、又は従っていないことが登録官に明らかになった場合、登録官はその商標登録の取消命令を発行する権利を有する。

第 59 条

商標権者又はその代理人が、タイ国で登録した事務所若しくは場所を廃止した場合、登録官はその商標登録の取消を命じるものとする。

登録官は、商標権者又はその代理人がタイ国で登録した事務所若しくは住所を廃止したと信じるべき理由がある場合、その商標権者又はその代理人に対し書面で、登録している事務所若しくは住所に登録官からの通知書を受領後 15 日以内に登録官に書面で説明するよう通知するものとする。

登録官が、第 2 項で定める期間内に答申を得られなかった場合、登録官は、省令が定める手続に従ってその商標登録を取消す旨公告するものとする。

登録官が、第 3 項に基づく公告日から 15 日以内に答申を得られなかった場合、その商標登録の取消を命じるものとする。

第 60 条

登録官は、第 55 条第 2 項、第 58 条又は第 59 条第 1 項に基づく商標登録の取消を命じたとき、商標権者に対し、理由を付してその命令を速やかに知らせるものとする。

商標権者は、委員会に対して登録官の命令通知書を受領日から 60 日以内に第 1 項に基づく登録官命令について審判請求する権利を有する。前述で定める期間内に審判請求をしなかった場合、登録官命令を最終と見なす。⁴⁶

第 2 項に基づく委員会の審決を最終とする。

⁴⁵ 第 56 条は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改正

⁴⁶ 第 60 条第 2 項は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改正

第 61 条⁴⁷

利害関係人又は登録官は、商標が登録期間中に、

- (1) 第 7 条に基づく識別性を持たない商標である、
- (2) 第 8 条に基づく、禁じられた特徴を持つ商標である、
- (3) ⁴⁸同一若しくは異なる区分を問わず、同じ特徴を持った商品に使用する、既に登録されている他人の商標と同一の商標である、又は
- (4) ⁴⁹同一若しくは異なる区分を問わず、同じ特徴を持った商品に使用する、商品の所有者若しくは原産地について公衆に誤認若しくは混同を生じさせる恐れのある程に既に登録されている他人の商標と類似する商標である

ということを示すことができる場合、委員会に対しその商標登録の取消を請求することができる。

第 62 条

商標が公序良俗又は国策に反すると考える者は、委員会に対しその商標登録の取消を請求することができる。

第 63 条

利害関係人又は登録官は、商標権者が登録を求める際に登録された商品においてその商標を善意に使用とする意図がなく、かつ実際に前述の商品においてその商標を善意で使用したことがないこと、又は取消請求する前の 3 年間に、登録された商品においてその商標を善意で使用しなかったことが証明できる場合、委員会に対して商標の取消請求ができる。このとき、商標権者がその商標を使用しなかったことが営業上の特別な事情によるものであり、かつ登録された商品におけるその商標の未使用若しくは放棄の意図からくるものではないことを証明できる場合を除く。

第 64 条

委員会は、第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づく請求を受理したとき、商標権者、及びいる場合はライセンシーに対し、委員会から通知を受領後 60 日以内に委員会に意見書を提出するよう、書面によりその旨を知らせるものとする。

第 65 条

委員会が、第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づき商標登録を取り消すか、又は取り消さないことを決定したとき、委員会は、取消請求人、商標権者、及びいる場合にはライセンシーに対し、前述の決定をその理由とともに書面で速やかに知らせるものとする。

取消請求人、商標権者又はライセンシーは、第 1 項に基づく委員会の決定に対して、委員会の決定を受領後 90 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。前述の期間内に提訴しなかった場合、委員会の決定を最終とする。

⁴⁷ 第 61 条は仏暦 2543 年（2000 年）商標法第 2 版で改正

⁴⁸ 第 61 条(3) は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改正

⁴⁹ 第 61 条(4) は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改正

第66条

利害関係人又は登録官は、その商標が業界若しくは公衆の視点において商標としての意味を失っているほどにある商品若しくは区分における商業上で一般的に使用されていることを提訴時に示すことが出来る場合、その商標登録を取消すよう裁判所に提訴することが出来る。

第67条

利害関係人は、自らの方がその商標権者よりもふさわしい権利を有することを示すことが出来る場合、第40条に基づき登録官が商標を登録するよう命じた日から5年以内に、その商標登録を取消すよう裁判所に請求することが出来る。

請求人が、登録されている区分の特定の商品においてのみ自身がよりふさわしい権利を有することを示すことができる場合、裁判所は請求人がよりふさわしい権利を有することを示さなかった商品のみに登録を制限するよう命じるものとする。

第5節 商標の使用許諾**第68条**

商標権者は、登録された商品の全て又は一部において、他人に自身の商標の使用を許諾する契約を結ぶことが出来る。

第1項に基づく商標ライセンス契約は、書面で、かつ登録官に対して登録されなければならない。

第2項に基づく前述のライセンス契約の申請は、省令で定める規則及び手続に基づくものとし、その申請書には、少なくとも次の項目が示されなければならない。

- (1)商標権者がライセンシーとして申請する者の商品の品質を実際に管理することができるような、商標権者とライセンシーとの間の条件又は制限
- (2)その商標の使用を許諾する商品

第69条

登録官は、第68条に基づく商標ライセンス契約が公衆に誤認若しくは混同を生じさせず、かつ公序良俗若しくは国策に反していないと判断した場合、契約を登録する命令を出すものとし、そのために条件若しくは制限を設けることができる。しかし登録官は、前述のライセンス契約が公衆に誤認若しくは混同を生じさせる、又は公序良俗若しくは国策に反していると判断した場合、前述のライセンス契約の登録を拒絶する命令を出すものとする。

第1項に基づき登録官がいずれかの命令を出したとき、登録官は商標権者とライセンシーとして申請する者に対し、文書によりその旨を速やかに知らせるものとする。登録官が条件若しくは制限を設けて登録することを命じるか、又は拒絶を命じる場合、前述の者に理由を付してその旨を知らせるものとする。

商標権者又はライセンシー申請者は、第1項に基づく登録官命令に対し、登録官命令通知書の受領日から60日以内に委員会に対し審判請求をする権利を有する。前述で定める期間内に審判請求をしな

った場合、登録官命令を最終と見なす。⁵⁰

第3項に基づく委員会の決定を最終とする。

第70条

ライセンシーが許諾に基づき自身の事業の商品に商標を使用することは、商標権者による使用とみなす。

第71条

商標権者とライセンシーは、共に登録官に対してその商標の使用を許諾する商品に関する部分、又は前述のライセンス契約で商標権者が規定した条件若しくは制限に関する部分における、商標ライセンス契約の登録項目の補正変更を請求することができ、第69条を準用するものとする。

第1項に基づくライセンス契約の登録項目の補正変更の請求は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第72条

商標権者とライセンシーは、共に登録官に対してライセンス契約の登録を取消す命令をするよう請求することが出来る。

商標権者又はライセンシーのどちらか一方が、その商標ライセンス契約が終了したことを示すことができる場合、登録官に対しライセンス契約の登録を取消す命令をするよう請求することが出来る。

利害関係人又は登録官は、

(1)ライセンシーによる商標の使用が公衆に誤認若しくは混同を生じさせる、又は公序良俗や国策に反している、又は、

(2)その商標権者が、その商標を使用する商品の品質を、今後実際に管理することができない、ということを示すことができる場合、

委員会に対し、その商標ライセンス契約の登録を取消すよう請求することが出来る。

本条項に基づくライセンス契約の登録の取消申請は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第73条

登録官又は委員会は、第72条第2項又は第3項に基づき請求書を受領したとき、商標権者若しくはライセンシーに対し登録官又は委員会からの通知書を受領後15日以上60日以内の期間内に意見書を提出するよう文書でその旨を知らせるものとする。

第71条又は第72条に基づく請求書の審理において、登録官又は委員会は、関係者に対し証拠の提示若しくは追加の説明をさせることができる。

第74条

登録官は、第72条第2項に基づき命令を出したとき、商標権者及びライセンシーに対し理由を付して文書で速やかにその旨を知らせるものとする。前述の命令は、登録官からの通知書を受領した日から発効する。

商標権者又はライセンシーは、第1項に基づく登録官命令に対し、登録官命令通知書を受領日から60

⁵⁰ 第69条第3項は仏暦2559年(2016年)商標法第3版で改正

日以内に、委員会に対し審判請求をする権利を有する。前述で定める期間内に審判請求をしなかった場合、登録官命令を最終と見なす。⁵¹

第2項に基づく委員会の審決を最終とする。⁵²

第75条

第72条第3項に基づき委員会が決定をしたとき、委員会は、商標権者、ライセンシー、請求人であるところの利害関係人及び登録官に対し理由を付して文書でその旨を速やかに知らせるものとする。前述の命令は、委員会からの通知書を受領した日から発効する。

利害関係人又は登録官は、委員会からの通知書を受領した日から90日以内に、裁判所に対し第1項に基づく委員会の命令に対する提訴をする権利を有する。前述の期間内に提訴しなかった場合、委員会の決定を最終とする。

第76条

商標登録の取消がなされた場合、その商標のライセンス契約も無効とする。

第77条

そのライセンス契約に他の規定がない限り、商標権者はその商標を自分で使用する、又はライセンシー以外の他人にさらに使用許可を与える権利を有する。

第78条

そのライセンス契約に他の規定がない限り、ライセンシーはその商標が登録されている間、登録されているすべての商品において、全国でその商標を使用する権利を有し、登録を更新した場合も同様に使用する権利を有する。

第79条

ライセンス契約に他の規定がない限り、ライセンシーは他者に対して前述の契約に基づく許諾を譲渡することはできず、また他人に使用を再許諾することはできない。

第79/1条⁵³

商標ライセンス契約に他の規定がない場合、使用許諾する商標権の譲渡又は相続を理由に商標ライセンス契約は無効にならない。

⁵¹ 第74条第2項は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で改正

⁵² 第74条第3項は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で追加

⁵³ 第79/1条は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で追加

第 1/1 章 マドリッド議定書に基づく商標登録⁵⁴

第 79/2 条

本章において、

「マドリッド議定書」とは、1989年6月27日にマドリッドで承認され改正された、標章の国際登録に関するマドリッド合意についての議定書をいう。

「国際登録出願」とは、マドリッド議定書に基づき出願する商標、役務標章役務標章、証明標章証明標章、又は団体標章の国際登録のための出願をいう。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

「本国官庁」とは、国際登録出願の基礎として扱う商標登録出願を受理又は登録する事務局をいう。

第 79/3 条

マドリッド議定書に基づく商標登録は本章の条項に従うものとし、かつ第 10 条、第 40 条第 2 項及び第 59 条を除き、第 1 章 商標の条項が準用されるものとする。

第 79/4 条

タイ国内における国際登録出願の権利を有する者は、タイ国内において商標登録を出願した者、又は登録した者であり、かつ以下の要件を満たさなければならない。

- (1) タイ国籍を有する者、若しくはタイ国内に本社のある法人、又は
- (2) タイ国内に住所がある者、又は
- (3) タイ国内において産業若しくは商業を営む場所があり、真摯に営んでいる者。

第 79/5 条

タイ国内において国際登録を出願した者は、他の加盟国での保護を申請する権利を有し、かつ国際登録後に追加の保護を申請することができる。

第 79/6 条

国際事務局よりタイ国内における保護を指定した国際登録出願の通報を受けたとき、その出願はタイ国内登録出願とみなされ、登録官は本法に従って手続を行うものとする。

登録官が第 1 項に基づく商標が登録可能な特徴を持たない、又はその商標登録出願が本法に違反していると判断した場合、登録官は省令で定める期間内で、規則、手続及び条件に従い拒絶命令を発行し、国際事務局に対し理由と共に命令を通報するものとする。

登録官が、第 2 項に基づく省令で定める期間を経過後に異議が申し立てられる可能性があると判断した場合、省令で定める期間内で、規則、手続及び条件に従い国際事務局に対し文書で通報するものとする。またその異議申立てにより拒絶命令を発行する場合、登録官は、省令で定める期間内で、規則、手続及び条件に従い異議申立の理由とともに命令を国際事務局に対し通報するものとする。

国際事務局に対し、第 2 項又は第 3 項に基づく通報がない場合、第 29 条に基づく公告をせずに、登録官はその商標を登録したと見なす。

⁵⁴ 第 1/1 章マドリッド議定書に基づく商標登録の第 79/2 条から第 79/15 条は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で追加

商標が登録されたとき、その商標は、タイ国内において登録された商標と同様の保護を受けるものとする。

第 79/7 条

ある商標が登録されたとき、本国官庁に国際登録出願をした日をその商標の登録日と見なす。ただし、国際事務局が省令で定める期間を経過して登録登録出願を受理した場合、国際事務局が国際登録出願を受理した日をその商標の登録日と見なす。

商標登録は、第 1 項に基づく登録日から 10 年間有効であり、本法に基づき更新することが出来る。

第 79/8 条

国際事務局が登録した後にタイ国内における保護指定があった場合、第 79/6 条を準用するものとする。このとき、国際事務局がその保護指定を国際登録簿に記録した日からその商標がタイ国内において保護されると見なし、登録満了日はその国際登録簿に書かれた満了日と同日とする。また本法に基づき更新することが出来るものとする。

第 79/9 条

タイ国内において登録されている商標が、タイ国内において保護を受けている国際登録した商標と同一で、同一の所有者のものである場合、その商標権者は、一致する全て又は一部の商品について、国際登録した商標がタイ国内において登録した商標に代わり有効であることを記録するよう登録官に申請することが出来る。

第 1 項の条項は、タイ国内において既にある商標登録から生じる権利に影響を与えるものではない。

第 79/10 条

ある商標の国際登録出願の基礎として扱う、本国官庁に出願している商標登録出願、その出願に基づき登録された商標登録簿、又は本国官庁に登録されている商標登録簿が、省令で定める期間内に全て又は一部の商品について取り下げ、放棄、拒絶、又は取消され、かつ国際事務局からその商標の国際登録簿の取消の通報を受けたとき、タイ国内における保護を指定した商標登録出願又は商標登録簿は、国際登録簿が取り消された日に同様に全て又は一部の商品について取り下げ、放棄、拒絶、又は取消されたと見なす。

第 1 項の条項は、第 1 項に基づく省令が定める期間が満了する前に取り下げ、放棄、拒絶、又は取消しに関する手続が行われる場合に適用するものとする。ただし、前述の手続の効果はその期間が満了した後に生じるものとする。

タイが本国官庁であり、第 1 項又は第 2 項に基づく理由が生じた場合、登録官は省令で定める規則、手続及び条件に従い国際事務局に通報するものとする。

第 79/11 条

第 79/10 条に基づく理由により国際事務局によってタイ国内における保護を指定した商標の国際登録簿が取消された場合、取消された国際登録商標権者は、同一の商品についてタイ国内においてその商標登録出願をすることが出来る。このとき、前述の出願は省令で定める期間内、規則、手続及び条件に従わなければならない。かつ第 79/7 条に基づく国際登録日若しくは第 79/8 条に基づく国際登録後の保護指定申請を記録する日をタイ国内における出願日と見なす。

第 79/12 条

本法に基づき執行するため、国際登録出願人若しくは国際登録の所有者、代理人、被委任者、又はその他の者宛の召喚状、通知書、又はその他の書類は、引き続きその者に通知するため、省令で定める場合を除き、国際事務局に送付するものとする。このとき、前述の書類の送付は省令で定める規則、手続、及び条件に従うものとする。

第 1 項に基づく規則、手続及び条件に従い送付し、かつ省令で定める期間を経過したとき、第 1 項に基づく者はその書類を受領したと見なす。

第 79/13 条

申請並びに登録、タイ国内における商標登録に代わる国際登録の記録申請、保護申請、登録項目の補正、登録官命令に対する審判請求、及び登録更新、さらにはマドリッド議定書に基づくその他の手続は、省令で定める規則、手続、及び条件に従うものとする。

第 79/14 条

第 79/6 条、第 79/7 条、第 79/10 条、第 79/11 条、第 79/12 条及び第 79/13 条に基づく省令の制定は、マドリッド議定書と一致させるよう行わなければならない。

マドリッド議定書に基づく国外における手数料は、国際事務局の規定に従い局長が告示する通りとする。

第 79/15 条

本章の条項は、マドリッド議定書に基づき国際登録出願する役務標章役務標章、証明標章証明標章、及び団体標章にも準用するものとする。

第 2 章 役務標章と証明標章**第 80 条**

商標に関する条項は役務標章にも準用され、前述の条項の中の「商品」という語は「役務」を意味するものとする。

第 81 条

本章で別途規定されていない限り、商標に関する条項を証明標章にも準用するものとする。

第 82 条

証明標章の出願人は、商標出願に関する条項に従う以外に、

- (1) 出願書と共に、その証明標章の使用に関する規定を提出し、
 - (2) 出願人自身が(1)に基づく規定に明記されている商品又は役務の特徴を保証するのに十分な能力を持っていることを示さなければならない。
- (1)に基づく規定には、証明する商品又は役務の原産地、成分、製造方法、品質若しくはその他の特徴

からその証明標章の使用を許諾するにあたっての規則、手続並びに条件までを明記しなければならない。

第 83 条

登録官は証明標章の出願人に対し、登録官からの命令を受領後 60 日以内に証明標章の使用に関する規定を登録官が適当と思慮する内容に補正変更するよう命じ、その理由を付して文書によりその旨を速やかに知らせることができる。このとき、登録官の命令に対する審判請求については第 18 条及び第 19 条を準用するものとする。

第 84 条

登録官は、証明標章の出願人が証明標章の使用に関する規定に明記されるように商品又は役務の特徴を保証する十分な能力がない、又はその証明標章の登録に公的利益がないと判断した場合、出願人に対しその証明標章を拒絶する命令をその理由を付して文書にて速やかに知らせるものとする。このとき、登録官の命令に対する審判請求については第 18 条及び第 19 条を準用するものとする。

第 85 条

登録官は証明標章の出願を公告において、その証明標章の使用に関する規定の重要部分についても明記するものとする。

第 86 条

証明標章権者はその証明標章の使用に関する規定の補正変更を申請することが出来る。ただし、公的利益に影響するものであってはならない。

第 1 項に基づく規定の補正変更の申請は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第 87 条

登録官は、審査した結果第 86 条に基づく規定の補正変更を登録すべきと判断した場合、登録命令を出し、補正変更した規定の重要部分を公告するよう命じるものとする。

第 1 項に基づき公告を命じたとき、登録官はその証明商標権者に対しその旨を文書で速やかに知らせるものとする。

第 88 条 登録官は、第 86 条に基づく規定の補正変更を登録すべきではないと判断した場合、登録を拒絶する命令を出し、その証明標章権利者に理由を付してその旨を文書で速やかに知らせるものとする。

第 89 条

証明標章権者又はその他の者で、第 87 条若しくは第 88 条に基づく登録官命令によって損害を被った、若しくは被る恐れのある者は、第 87 条に基づく公告日、若しくは第 88 条に基づく登録官命令通知書の受領日から 60 日以内に、前述の命令に対し委員会へ審判請求をする権利を有する。⁵⁵

第 1 項に基づく委員会の審決を最終とする。

⁵⁵ 第 89 条第 1 項 は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改正

第90条

証明標章権者は、その商標を自身の商品又は役務に使用することは出来ない。また他人に対してその商標を証明者として使用させることを許諾することは出来ない。

第91条

他人に対しその他人の商品又は役務に証明標章を使用させる許諾は、文書で、かつその証明標章権者のサインがなされなければならない。

第92条

登録されている証明標章の権利譲渡は、以下のときに行うことができる。

- (1)被譲渡人自らがその証明標章の使用に関する規定に明記されている内容に基づき商品又は役務の特徴を保証するに十分な能力のあることを登録官に対し示すことにより登録官から許可を得ていて、
- (2)文書で、かつ、
- (3)登録官に対して登録したとき

登録官が、第1項に基づく権利譲渡を許可しない命令、又は拒絶する命令を出した場合、第84条を準用するものとする。

第1項に基づく権利譲渡の許可申請及び権利譲渡の登録申請は、省令で定める規則及び手続に従うものとする。

第93条

証明標章の権利者が死亡又はその地位を失ったとき、証明標章の権利は消失する。

第3章 団体標章

第94条

第1章第5節を除き、商標に関する条文を団体標章に準用するものとする。

第4章 商標委員会

第95条⁵⁶

委員会を「商標委員会」と称し、知的財産局局長を委員長とし、司法審議会事務局長若しくはその代理、最高検察官若しくはその代理、及び法律面若しくは商業面において知識と能力を持ち、かつ知的財産若しくは商標に関する経験を持つ、大臣から任命された8人以上12人以下の有識者が委員として構成される。

第1項に基づく委員となる有識者は、内閣が任命した委員総数の少なくとも三分の一が民間の有識者から任命されなければならない。

⁵⁶ 第95条は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で改正

委員会は、秘書及び秘書補佐を任命することが出来る。

第96条

委員会は、以下の権限と責務を有する。

- (1) 本法に基づく登録官の命令又は決定に対する審判請求の審理
- (2) ⁵⁷本法に基づく商標、役務標章、証明標章、団体標章、商標若しくは役務標章のライセンス契約の登録取消請求に関する審理及び命令
- (3) 本法に基づく省令又は告示の制定において、大臣に助言又は意見をを行うこと
- (4) 大臣の委任に基づく、その他の案件についての検討

第97条

内閣により任命された委員の任期は、一期につき4年間とする。

増員若しくは入れ替えを問わず任期途中で任命がある場合、任命を受けた者は、任命されているその他の委員と同じ任期とする。

任期に従い辞任した委員は、再任を受けることができる。

第98条

第97条に基づく任期に従う辞任以外に内閣によって任命された委員は、以下の場合に辞任する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 辞職したとき
- (3) 内閣が免職させたとき
- (4) 破産人となったとき
- (5) 禁治産者又は準禁治産者となったとき
- (6) 最終判決で懲役刑を受けたとき。ただし不注意による過失罪又は軽犯罪の場合を除く。

第99条

委員会の会議には、委員総数の少なくとも半分以上の出席がなければならない。

委員長が会議に出席しない場合、又は会議に在籍していない場合、会議場に出席している委員のうちから一人を委員長として選出するものとする。

決議は多数決で、委員は各自1票を投じるものとする。同票の場合、会議場の委員長が追加の1票を投じるものとする。

委員の中で、第96条(1)又は(2)に基づく審理内容について利害のある者は、前述の件において会議に加わることを禁じる。⁵⁸

第99条の2⁵⁹

第96条(1)及び(2)に基づく責務の遂行において、委員会は、本法に基づく登録官の命令又は決定に対する審判請求を審理するため、一つ若しくはそれ以上の専門委員会を任命する権限を有する。また、

⁵⁷ 第96条(2)は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で改正

⁵⁸ 第99条第4項は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で追加

⁵⁹ 第99条の2は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で追加

それらが実施されたとき、以後命令若しくは決定をするため、専門委員会に報告書を提出させるものとする。

専門委員会の会議について、第99条を準用するものとする。

第100条

委員会は、委員会の委任に基づくあらゆる検討又は遂行のために小委員会を任命することができる。小委員会の会議について、第99条を準用するものとする。

第101条⁶⁰

本法に基づく登録官の命令若しくは決定に対する審判請求、又は商標、役務標章、証明標章、団体標章、又は商標若しくは役務標章ライセンス契約の登録の取消請求は、局長が規定する様式に従って登録官に対して提出するものとする。

第1項に基づく審判請求及び登録取消請求に対する審理の手続は、委員会が定める規則に基づくものとする。

第102条

本法に基づく遂行において、登録官、審判請求人若しくは関係者に対して、真偽、説明若しくは意見を述べさせるために諮問若しくは召喚する、又は審理のための書類やその他の証拠を送付するよう文書で命じる権限を有する。

第5章 雑則

第103条

勤務時間内に、如何なる人も、商標、役務標章、証明標章及び団体標章の登録簿、前記商標の目次情報の確認、複写、又は証明書の申請、又は登録項目に関する登録官からの証明書の申請を省令で定める料金で行う権利を有する。

第104条

出願人、異議申立人、商標権者、役務標章権者、証明標章権者、若しくは団体標章権者、ライセンシー、若しくはその他の者宛の本法に従い遂行するための召喚状、通知書、又はその他の文書は、出願願書に明記されている、若しくは登録されている事務所又は住所に、書留郵便で送付するものとする。

第1項の前述の方法に基づいて送付することが出来ない場合、係員の手により、又は再度書留郵便で送付することが出来る。係員の手によって書類が送付される場合、受領者が不在の時は前述の事務所又は住所に居住又は勤務している成人に達する者に送るか、又はその受領者の前述の事務所又は住所の見えやすい所にその書類を貼付することができる。

第2項の前述の方法に基づいて送付してから7日間を超えたとき、その者はその文書を受領したと見なす。

⁶⁰ 第101条は仏暦2543年(2000年)商標法第2版で改正

第 105 条

本法に基づく商標、役務標章、証明標章、団体標章に関する提訴及び訴訟手続きにおいて、出願人又は商標権者、役務標章権者、証明標章権者、団体標章権者がタイ国内に本籍地を有していない場合、出願願書に記載されている、又は登録されている前述の者又は代理人の事務所又は住所を、前述の者の本籍地と見なす。

第 106 条

登録官が委員会に対し、商標、役務標章、証明標章若しくは団体標章の登録の取消命令を請求した場合、又は商標若しくは役務標章のライセンス契約の登録の取消命令を請求した場合、登録官は本法に基づく料金を免除されるものとする。

第 106 条の 2⁶¹

本法に基づく責務の遂行において、登録官又は担当官は以下の権限を有するものとする。

(1) 本法に基づき検査するため、又は本法に基づき没収出来る証拠若しくは財産を捜査し差し押さえるため、又は本法に基づき違反者を逮捕するため、事業者若しくは如何なる者の職場、製造場所、販売場所、買い受け場所、若しくは商品の倉庫、若しくは本法の条項に違反があると疑うべき理由のあるその他の場所に立ち入ること、又は如何なる者の車両に立ち入ること、又は車両の所有者若しくは管理者に停車若しくは駐車させること。以下の場合については、捜査令状を必要としない。

- (a) 場所又は車両の中の目前の行為が違反であることが明らかになったとき
- (b) 目前で違反行為をした者が追跡したときに逃走した、又は場所若しくは車両の中に隠れていると疑うべき堅固とした理由があるとき
- (c) 本法に基き没収できる証拠若しくは財産が場所若しくは車両内にあると然るべき疑いがあり、捜査令状の持ち込みに時間がかかり、証拠又は財産が移動、隠匿、破壊、若しくは以前の状態を変化させてしまうと信ずるべき理由があるとき
- (d) 逮捕される者が場所若しくは車両の所有者で、その逮捕に逮捕状がある場合、又は令状の必要なしで逮捕できるとき。

この場合において、登録官又は担当官は、その場所又は車両にいた事業者、車両の所有者若しくは管理者、又は関係者に真偽を問いただす、又は会計、登録書、書類、若しくはその他の証拠を要求する、また前述の者に対し必要な行動をするよう命じる権限を有する。

(2) 本法に違反していると信ずるに明らかな証拠がある場合、登録官又は担当官は違反に関係する商品、車両、書類若しくはその他の証拠を先に差し押さえ又は没収する権限を有するが、局長に対してその同意を得るため 3 日以内に報告しなければならない。このとき、局長が大臣の承認を得て定める規則及び手続に従わなければならない。

⁶¹ 第 106 条の 2 は仏暦 2543 年（2000 年）商標法第 2 版で追加

第106条の3⁶²

第106条の2に基づく責務の遂行において、登録官及び担当官は関係者に対して身分証明書を提示しなければならない。

第1項に基づく身分証明書は、大臣が定め官報に告示した様式に従うものとする。

第106条の4⁶³

本法に基づく遂行において、登録官及び担当官は刑法に基づく係員であるものとする。

第6章 罰則

第107条

登録官若しくは委員会に対して虚偽の記載をした出願願書、異議申立書、又は登録項目の補正変更申請、登録更新、若しくは商標、役務標章、証明標章、団体標章の登録の取消、若しくは商標、役務標章のライセンスに関するその他の書類を提出した者は、6ヶ月以下の懲役若しくは1万バーツ以下の罰金、又はこれを併科する。

第108条

タイ国で登録されている他人の商標、役務標章、証明標章又は団体標章を偽造した者は、4年以下の懲役若しくは40万バーツ以下の罰金、又はこれを併科する。

第109条

タイ国で登録されている他人の商標、役務標章、証明標章又は団体標章を、その他人の商標、役務標章、証明標章又は団体標章であると公衆に誤解させるために模倣した者は、2年以下の懲役若しくは20万バーツ以下の罰金、又はこれを併科する。

第109/1条⁶⁴

タイ国において登録されている他人の商標、証明標章証明標章、又は団体標章を表示したパッケージ又は容器を、商標若しくは団体標章権者の商品である、又はその団体標章の使用許諾を受けている商品であると公衆に誤認させるために自ら又は他人の商品に使用する者は、4年以下の懲役若しくは40万バーツ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

⁶² 第106条の3は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で追加

⁶³ 第106条の4は仏暦2543年（2000年）商標法第2版で追加

⁶⁴ 第109/1条は仏暦2559年（2016年）商標法第3版で追加

第 110 条

- (1) 第 108 条に基づく、偽造された商標、証明標章又は団体標章を付した商品、又は第 109 条に基づく、他人の商標、証明標章又は団体標章を模倣した商品をタイ国に輸入し、販売、販売提供、又は販売を目的として所持した者、又は、
- (2) 第 108 条に基づく、偽造された役務標章、証明標章又は団体標章を使用した役務、又は第 109 条に基づく、他人の役務標章、証明標章又は団体標章を模倣した役務を提供又は申し出た者には、それぞれの条項で定める罰則を科す。

第 111 条

- (1) タイ国で登録されていない商標、役務標章、証明標章又は団体標章を、タイ国ですでに登録された商標として表した者、
- (2) 自身が偽りであることを知りながら(1)に基づく商標、証明標章又は団体標章を付した商品を販売、又は販売目的のために所持した者、又は
- (3) 自身が偽りであることを知りながら(1)に基づく役務標章、証明標章、又は団体標章を使用した役務を提供又は申し出た者は、
- 1 年以下の懲役若しくは 2 万バーツ以下の罰金、又はこれを併科する。

第 112 条

第 90 条に違反した者には、2 万バーツ以下の罰金を科す。

第 112 条の 2⁶⁵

第 106 条の 2 に基づく登録官又は担当官の責務遂行を妨害する者には、1 年以下の懲役若しくは 2 万バーツ以下の罰金、又はこれを併科する。

第 112 条の 3⁶⁶

第 106 条の 2 に基づき責務を遂行する登録官又は担当官に便宜を供与しない者には、1 ヶ月以下の懲役若しくは 2 千バーツ以下の罰金、又はこれを併科する。

第 113 条

本法に基づく違反者が刑罰の経過後 5 年以内に本法に基づく再犯をした場合、2 倍の刑を科する。

第 114 条⁶⁷

違反者が法人であり、その法人の違反がその法人の取締役、経営者又は責任者の職務上求められる責務としての命令、行為又は命令の留保、不作為により生じた場合、その者もその違反に関して定められる罰則を科する。

⁶⁵ 第 112 条の 2 は仏暦 2543 年（2000 年）商標法第 2 版で追加

⁶⁶ 第 112 条の 3 は仏暦 2543 年（2000 年）商標法第 2 版で追加

⁶⁷ 第 114 条 は仏暦 2543 年（2000 年）商標法第 2 版で改正

第 115 条

本法に基づく違反行為とされる、販売のためタイ国に輸入された又は販売のため所持されたすべての商品は、判決に基づいて処罰された者の有無を問わず、すべて没収されるものとする。

第 116 条

第 108 条、第 109 条又は第 110 条のいずれかに基づく行為を行っている、又は行為をしようとしている者がいるという明白な証拠がある場合、その商標権者、役務標章権者、証明標章権者又は団体標章権者は、前述の者の行為を中止又は停止を命じるよう裁判所に請求することが出来る。

経過規定 (2016 年商標法第 3 版)

1991 年商標法 (2000 年商標法第 2 版) の料金率一覧表を廃止し、本法末尾の料金率一覧表を使用するものとする。

第 2 条

本法は官報告示後 90 日以降に施行されるものとする。ただし、第 31 条の条項は勅令として発した時に施行する。

第 35 条

第 36 条に基づき本法の施行日前に申請された全ての出願は、本法で改正する 1991 年商標法に基づく出願と見なし、以下の手続を行うものとする。

登録官がいずれの命令を出していた場合、本法の発効日前に施行している 1991 年商標法に従ってその出願の手続を最後まで行うものとする。

登録官がいずれの命令をまだ出していない場合、本法で改正する 1991 年商標法に従ってその出願の手続を行うものとする。

第 1 項に基づく出願の手数料に関する手続は、本法の発効日前に施行している 1991 年商標法に従って最後まで行うものとする。

本法の施行日前に連合商標登録命令が出された商標、役務標章、証明標章、又は団体標章は、本法で改正する 1991 年商標法に従って、連合商標登録命令が出されなかった商標、役務標章、証明標章、又は団体標章と見なす。

第 36 条

本法の施行日前に複数の出願人がそれぞれ商標、役務標章、証明標章、又は団体標章の登録出願をし、かつ登録官がその商標は同一又は類似する商標であるとの命令を出したが、まだ出願人に対しどの者がその商標の所有者であるか合意するよう命令を出していなかった場合、この場合に限る手続は本法で改正する 1991 年商標法に従って行うものとする。

第37条

本法の施行日前に登録官が出した1991年商標法第58条及び第59条に基づく商標、役務標章、証明標章、又は団体標章の登録取消命令は、本法の発効日前に施行している1991年商標法に従い、その件の取消命令及び手数料に関する手続を、登録を取り消す又は取り消さないことに至るまで行うものとする。

第38条

本法の施行日前に施行している1991年商標法に基づき制定された全ての省令又は告示は、本法で改正する1991年商標法に基づき省令又は告示が施行されるまで、本法で改正する1991年商標法に反する又は矛盾しない限り引き続き施行できるものとする。

第39条

商務大臣は、本法に基づいて任にあたるものとする。

陛下の勅諭を拝受して

.....

内閣総理大臣

【料金率一覧表】⁶⁸

- (1) 商標、役務標章、証明標章又は団体標章出願
- (a) 各区分の商品又は役務 1 点から 5 点までの場合 1 点につき 1,000 バーツ
- (b) 各区分の商品又は役務 5 点を超える場合 1 区分につき 9,000 バーツ
- (2) 5cm の幅、長さを超える商標、役務標章、証明標章、団体標章の印刷
 . . . 超過した幅、長さ 1cm につき 200 バーツ 端数は 1 c m として計算する
- (3) (1) に基づく登録出願に対する異議申立書
 1 部につき 2,000 バーツ
- (4) 商標、役務標章、証明標章又は団体標章出願の譲渡申請書
 1 出願につき 2,000 バーツ
- (5) 商標、役務標章、証明標章又は団体標章登録
- (a) 各区分の商品又は役務 1 点から 5 点までの場合 1 点につき 600 バーツ
- (b) 各区分の商品又は役務 5 点を超える場合 1 区分につき 5,400 バーツ
- (6) 登録代替証 1 部につき 200 バーツ
- (7) 商標、役務標章、証明標章又は団体標章権の譲渡又は相続登録申請書
 1 出願につき 2,000 バーツ
- (8) (5) に基づく登録項目の補正申請書 1 出願につき 400 バーツ
- (9) (5) に基づく登録更新
- (a) 各区分の商品又は役務 1 点から 5 点までの場合 1 点につき 2,000 バーツ
- (b) 各区分の商品又は役務 5 点を超える場合 1 区分につき 18,000 バーツ
- (10) (5) に基づく登録に対する委員会への取消申請書 1 部につき 1,000 バーツ
- (11) 商標又は役務標章ライセンス契約登録申請書 1 出願につき 1,000 バーツ
- (12) 商標又は役務標章ライセンス契約登録 1 契約につき 2,000 バーツ
- (13) (12) に基づく登録項目の補正申請書 1 出願につき 400 バーツ

⁶⁸ 料金率一覧表は仏暦 2559 年（2016 年）商標法第 3 版で改定

(14) (12) に基づく登録の取消申請書	・・・1 出願につき 400 バーツ
(15) (1), (7), (11) に基づく登録出願項目の補正申請書	・・・1 出願につき 200 バーツ
(16) 証明標章の使用に関する規定項目の補正申請書	
(a) 証明標章の登録前	・・・1 出願につき 200 バーツ
(b) 証明標章の登録後	・・・1 出願につき 400 バーツ
(17) 審判請求書	
(a) 第 16 条、第 17 条、第 27 条に基づく登録官命令、又は第 37 条に基づく登録官決定に対する 審判請求	・・・1 部につき 4,000 バーツ
(b) その他の条項に基づく審判請求	・・・1 部につき 2,000 バーツ
(18) 商標、役務標章、証明標商標若しくは団体標章の登録情報又は前記商標の目次情報 調査	・・・1 時間につき 200 バーツ 端数は 1 時間として計算する
(19) 商標、役務標章、証明標章又は団体標商標の認証付き登録抄本申請	・・・1 部につき 400 バーツ
(20) コピー費用	・・・1 ページにつき 20 バーツ
(21) 同案件の書類の認証申請	
(a) 書類 40 ページ以内	・・・1 ページにつき 20 バーツ
(b) 書類 40 ページ以上	・・・1 部につき 800 バーツ
(22) 登録証明書の申請	・・・1 部につき 100 バーツ
(23) その他の申請書	・・・1 申請につき 200 バーツ
(24) マドリッド議定書に基づく国際登録出願及び他の申請の準備及び発送	
(a) 登録出願の準備及び発送役務	・・・1 出願につき 2,000 バーツ
(b) 更新、譲渡、補正及び他の申請の準備及び発送役務	・・・1 出願につき 1,000 バーツ
(c) タイ国内における登録の代わる国際登録の記録申書	・・・1 出願につき 2,000 バーツ